

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が市内に所在する民間の幼保連携型認定こども園及び保育所に対して利用者等の処遇向上及び職員の勤務条件の向上に資する保育士・保育教諭の加配のための補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号に定める保育教諭及び保育士（以下「保育士・保育教諭」という。）を正規に雇用している民間の幼保連携型認定こども園及び保育所（以下「施設」という。）とする。

(1) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年、府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）（以下「留意事項」という。）に規定する保育士・保育教諭の配置基準を超えて雇用される保育士・保育教諭（1名に限る。）

(2) 前号における配置基準を超えて雇用される保育士・保育教諭は、各月の初日において正規に雇用される者であること

2 国又は地方公共団体が運営する施設、国又は地方公共団体から委託を受けて運営する施設及び国又は地方公共団体が出資又は出捐する法人が運営する施設は補助の対象としない。

3 兵庫県が実施する職員加配補助にかかる補助金の対象となる保育士・保育教諭については、本事業の対象としない。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる補助基準額（年額）に、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（令和2年、府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号）により得られる処遇改善等加算率基礎分に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、前条の条件を満たさない月にあつては、当該月数を12で除した率により得られる金額に減額する。なお、補助金額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金は、毎年度上半期及び下半期の2期に分けて交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、市長が指定する期日までに神戸市民間施設保育士・保育教諭加配補助金交付申請書（様式第1号）を添付書類とともに市長に提出しなければならない。

(配置基準の確認)

第5条 本事業を実施する者は、留意事項に規定する配置基準の確認をするために、補助事業者の運営する施設における職員配置状況を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付の決定をし、その旨を神戸市民間施設保育士・保育教諭加配補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関して必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条及び第3条関係）

対象施設の種別	入所定員等	対象者	補助基準額
幼保連携型認定こども園	2号、3号利用 定員91名以上の園	保育教諭 又は 保育士 (正規職員に限る) 1人目	3,541,200円
認可保育所(園)			

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

神戸市長宛

[補助事業者]

住 所
法 人 名

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付申請書

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記の通り申請します。

申請金額 円

ただし、年度 半期分 神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金

債権者登録有の場合 債権者登録番号：

債権者登録無の場合 下記に口座情報を記入

振 込 口 座	銀行名		支店名	
	種別		口座番号	
	名義（カナ）			

注) 債権者登録をしている方は、住所、名称について、
債権者登録のとおり記載してください。



様式第2号（第6条関係）

（公印省略）
第 号
年 月 日

設置者・園長 様

神戸市長

神戸市民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金交付決定通知書
（年度 半期分）

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市民間児童福祉施設
保育教諭等加配補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金

交付決定額 円

2 補助の条件

加配保育教諭等の人件費に充てること。